

串間市民病院で行っている 訪問診療について

「多月のドクター」
串間市民病院
内科
くぼた 哲代先生

Q1 訪問診療とは
どんなものですか？

A1 医師がご自宅などに定期的にお伺いして診察するものです。

通院が困難な患者さまのお宅に定期的かつ計画的にお伺いし、診療・治療・健康相談・療養相談などを行います。

定期訪問に加えて緊急時には24時間体制で対応、必要に応じて臨時往診や入院先の手配などを行います。

療の計画を立て、患者さまの同意を得て定期的に自宅などにお伺いし診療を行います。

それに対して往診では自宅療養中の患者さまの急変など、突発的な事態が起こったときに、患者さま本人や家族からの要請に基づき自宅などに訪問し診療や治療を行います。

※当院は現在、往診のみの対応はしておりません。訪問診療を行っている患者さまに対して必要に応じて往診を行っております。

Q3 どのような治療ができますか？

A3 現在当院では在宅にて次の治療を行っております。

- ・在宅酸素
- ・在宅人工呼吸器
- ・在宅自己導尿
- ・胃瘻
- ・気管切開
- ・在宅自己注射
- ・在宅持続陽圧呼吸療法
- ・在宅中心静脈栄養療法

Q4 訪問診療を受けている場合、自宅でのみとりは可能ですか？

A4 基本的には可能です。在宅でのみとりは、住み慣れた場所で、大切な家族と最期の時を一緒に過ごすことができるという点で患者さまも家族も大きな満足が得られるものであると考えます。

もし在宅でのみとりを希望される方がいらっしゃいましたら当院地域連携室までご相談ください。



年金トピックス

「特別支給の老齢厚生年金」
手続きはお済みですか？

特別支給の老齢厚生年金は65歳未満の方を対象に①60歳以上であること、②1年以上の厚生年金保険の被保険者期間があること、③老齢基礎年金の資格期間を満たしていること（保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上あること）の3つの条件を満たしていれば支給されます。

受給権が発生する方には、3カ月前に日本年金機構から「年金請求書」が送付されます。

生年月日に応じて受給開始年齢がそれぞれ異なりますので詳しくはお問い合わせください。

国民年金保険料の臨時特例免除申請ができます！

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げが減少した場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた手続きにより、保険料の免除申請が可能です。免除の判定には、所得の基準や世帯主および配偶者も審査対象となりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 市民生活課市民係 ☎72-1117 / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571

健幸通信

じゃがじゃが

今年も高齢者インフルエンザ 予防接種が始まります！

本市では、予防接種法に基づき、インフルエンザの予防接種の助成を実施いたします。接種は義務ではありませんが、接種を希望される場合は、予防接種の効果と副反応についてご理解をされた上でご接種ください。なお、新型コロナウイルスインフルエンザワクチン接種を曜日ごとに分けているなど、医療機関によって対応も異なりますので、接種の際は医療機関へのご確認をお願いします。

- 助成対象者
- (1) 満65歳以上の方
 - (2) 満60歳以上満65歳未満の方で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の障がいまたはヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能の障がい有する身体障害者1級の方
- ※65歳の誕生日の前日から法定の接種の対象者となります。
- 接種期間
- 10月1日(金)～
令和4年1月31日(月)
- 自己負担金
- 1,400円(医療機関の窓口での支払い)

また、新型コロナウイルスワクチンの接種前および接種後に、インフルエンザワクチン接種を行う場合においては、**2週間以上の間隔をあけるようお願いいたします。**



- ・健康手帳(お持ちでない方は、市総合保健福祉センター④番窓口、各支所で交付できます)
- ・保険証

市内の実施医療機関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
はなぶさ消化器・内視鏡クリニック	74-1187	串間市民病院	72-1234
県南病院	72-0224	ゆうゆうの森クリニック	55-9111
のだ小児科医院	71-1112	岡村クリニック	72-7710
いな内科・循環器科	71-1711	串間中央クリニック	27-3181
とめのファミリークリニック	76-1425	市木診療所	77-0349
吾社クリニック	71-3411	アイレHDクリニック串間	55-8181

※医療機関によっては事前に予約・受付が必要です。希望される医療機関に一度ご確認ください。県内であれば右記以外でも受けられる医療機関があります。

問 医療介護課健康増進係 ☎72-0333(内線518)

10月はがん検診受診率 50%達成に向けた 集中キャンペーン期間 ピンクリボン月間です。

例年10月は、がん検診受診率アップに向けて全国各地でさまざまなイベントが開催されてきました。しかし、この状況下ではイベントなどは難しいのが現状です。

以前、ご婦人のこんな会話を耳にしました。「今年はおと胃がん検診だけ受ければよか」「私は去年受けたからいいかな」「なんが、毎年受けんと」「そうかね。じゃあ受けちよこかね」

その会話を聞いて感じたことは、友人・家族間での何気ないやり取りも、検診受診への動機付けになるんだなということでした。

検診を受けた方、また、これから受ける予定の方は「検診は大切だよ」といろいろな方に伝えて欲しいです。「検診受けんね」のその一言がとっても大事な一言になるかもしれません。

そして、検診を受けられていない方は、この機会に1年に1日、検診の日を作ってみませんか。多くのがんは早期発見すれば90%以上が完治するといわれています。早期発見するためには定期的な検診を受けることが大切です。

本市のがん検診はバス検診(集団検診)と個別検診(医療機関)があります。バス検診は12月、個別検診は3月末まで受診できます(ただし、胃内視鏡検査は12月末、胃がんリスク検査は11月末です)。

日程など詳しい内容につきましては、がん検診受診券を紛失された方は再発行いたします。ご不明な点がございましたら【医療介護課健康増進係 ☎72-0333】にご連絡ください。

がん検診受診券を紛失された方は再発行いたします。ご不明な点がございましたら【医療介護課健康増進係 ☎72-0333】にご連絡ください。